

・公益社団法人宇都宮青年会議所 2014年度 定款変更(案)

現 行	改正案	備考
<p>第 5 条 本会議所は、第3条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。</p> <p>(1) 地域の社会、経済、文化等の調査研究に関する事業</p> <p>(2) 地域の社会、経済、文化等の改善及び振興に関する事業</p> <p>(3) 地域社会における社会奉仕及び青少年の健全育成に関する事業</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、本会の公益目的の達成に必要な事業</p> <p>前項に定めるほか、公益目的事業の推進に資するため必要に応じ次の事業を行う。</p> <p>(1) 会員に対し指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業</p> <p>(2) 公益社団法人日本青年会議所、国際青年会議所その他の国内及び国外の諸団体との連携、相互理解、親善に関する事業</p> <p>(3) その他前各号に定める事業に関連する事業</p> <p>前2項の事業は、栃木県宇都宮市及びその周辺において行うものとする。</p>	<p>第 5 条 本会議所は、第3条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。</p> <p>(1) 地域の社会、経済、文化等の調査研究に関する事業</p> <p>(2) 地域の社会、経済、文化等の改善及び振興に関する事業</p> <p>(3) 地域社会における社会奉仕及び青少年の健全育成に関する事業</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、本会の公益目的の達成に必要な事業</p> <p><u>第1項の事業は、栃木県宇都宮市及びその周辺において行うものとする。ただし災害対策事業においてはこの限りではない。</u></p> <p>前1項に定めるほか、公益目的事業の推進に資するため必要に応じ次の事業を行う。</p> <p>(1) 会員に対し指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業 (2) 公益社団法人日本青年会議所、国際青年会議所その他の国内及び国外の諸団体との連携、相互理解、親善に関する事業 (3) その他前各号に定める事業に関連する事業</p>	<p>追記・変更</p>

ただし上記定款は2014年1月1日より施行する。